

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系案について

(1) 注視すべき社会情勢

- 後期高齢者の急増
 - ・ 2025年を迎え、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、将来的な医療・介護をはじめとした社会保障費の急増や、地域福祉の担い手である人材の不足が懸念されている
 - ・ 厚生労働省の試算によると、2040年度までに全国で約57万人（2022年度比）の介護職員を確保する必要がある
- 新型コロナウイルス感染症による生活意識・行動の変化
 - ・ 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に移行し、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変更された
 - ・ 一方で、コロナ禍を経て国民の働き方や家族、結婚、子育てなどに対する考え方や行動に変化が見られ、コミュニティ意識の低下や人との交流が減少することで、人間関係自体が希薄化している傾向がある

(2) 国・県の主な動き

- こども家庭庁の設置（令和5年4月）、こども基本法の施行（令和5年4月）等
 - ・ 子育てや少子化、児童虐待、いじめ等こどもを取り巻く社会問題の本質的対策を進めるため、こども家庭庁を設置
 - ・ 社会全体でこども施策を進めるため「こども基本法」を制定し、大綱を勘案した市町村こども計画策定を努力義務として規定
- 社会福祉法の改正に向けた検討
 - ・ 令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を発足
 - ・ 「地域共生社会の実現に向けた取組（災害時の被災者支援、住まい支援等）」、「地域共生社会における身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応」、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実」等をテーマに議論し、改正社会福祉法への反映に向けた検討を進めている
- 孤独・孤立対策
 - ・ 孤独・孤立対策推進法の施行（令和6年4月）、重点計画の策定（令和6年6月）
→ 地方公共団体等において地方版官民連携プラットフォームの構築や、予防を目指した取組の強化を求める
- 障害者総合支援法等の一部改正
 - ・ 地域の相談支援の中核を担う基幹相談支援センター等の整備を市町村努力義務に規定

- 共生社会を推進するための認知症基本法の施行（令和6年1月）、認知症施策推進基本計画策定（令和6年12月）
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、国・地方公共団体の認知症施策の策定・実施の責務等を規定
 - ・ 国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって生活できる共生社会の重要性を提起
- 人材確保
 - ・ 厚生労働白書（2022年版）において、医師や看護師など専門職間での仕事移管や共有といったタスクシフトやタスクシェア、介護助手やロボット・センサー・ICTの導入・活用などが提起されている
 - ・ 県は令和6年6月、介護現場における生産性向上の取組を推進するため、生産性向上の取組に関する研修会や介護ロボット・ICT機器の展示会・試用貸出、介護事業所の業務改善等の相談を担う「あいち介護生産性向上総合相談センター」を開設

（3）豊田市・社会福祉協議会の主な動き

- 第9次豊田市総合計画の策定
 - ・ 第8次豊田市総合計画において「超高齢社会への適応」等に重点的に取り組み、暮らしの「安心」と「自分らしさ」を育む地域共生社会の実現を目指してきた。第9次豊田市総合計画「ミライ実現戦略2030」においては、「5年間で特に注力する視点」として、『誰もが「つながり合う」まちづくりを進める』ことを目指すことを規定
- 孤独・孤立対策
 - ・ つなぐる：「つなぐるCredo」による市職員の意識醸成、官民連携によるつながりづくり（空想ファクトリー）、孤独・孤立の当事者体験ができるボードゲームの制作等による【予防】の取組推進
 - ・ 身寄りのない高齢者等支援：
令和7年1月から豊田市社会福祉協議会に相談窓口を設置し、【支援】の取組推進（国モデル事業）
掃除等の家事や入院時の衣類準備等をシルバー人材センター、制度福祉で対応できない困りごとをボランティア等と連携して対応（社協自主事業）
- 障がい児・者相談支援
 - ・ 令和6年度から市内5ブロックに基幹的相談支援事業所を設置し、より地域に密着した相談支援体制を構築
- 認知症支援
 - ・ 認知症施策推進計画を第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画と一体的に策定（令和6年4月）
 - ・ 令和6年12月から、認知症伴走型支援拠点「オレンジほっとテラス」を開設（市内2か所）

<第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画で意識すべきポイント>

- ◎ 第9次豊田市総合計画を踏まえ、地域共生社会の実現を目指す地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、「つながり合い」と「自分らしさ」、「暮らしの安心」の実現を目指して取組を進めていく必要がある。
- ◎ 孤独・孤立を抱える人など、アウトリーチが難しいケースも多いことを想定し、支援を求める対象者が自ら声を上げやすい（対象者とつながることができる）社会環境の整備を進めていくとともに、孤独・孤立におちいる前に予防する取組として、官民連携によるつながりづくりなどを進めていく必要がある。
- ◎ 身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応にあたっては、日常生活や入院・入所時、死亡した後など、様々な場面で多岐に渡って適切な支援を行うため、多分野・多機関協働で支援する体制の構築・強化を進める必要がある。
- ◎ 支援対象者の増加を見据え、これまで実施してきた地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員等の「専門人材の確保・育成」については、より一体的に、連携しながら進めるとともに、事業所等における仕事の切り出しによるタスクシフト・ショートタイムワーカーの活用など、担い手側のニーズの変化も捉えたマッチングの仕組みを検討し、着実に活躍の場につないでいく必要がある。

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系（案）

基本理念
（目指す姿）

ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、
安心して暮らすことのできるまち をつくる

R5地域共生
全国サミット
「とよた宣言」理念

視点

主体的な選択の
支援と尊重

枠組みを超えた協力
と連携

包括的な支援
体制の構築

基本目標

認め・支え合う
地域づくり

参加・活躍の
機会づくり

安心を得られる
支援の充実

重点施策

地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

孤独・孤立対策

基本施策

認め合う社会風土の醸成

意思決定支援の推進

支え合う地域づくりの推進

居場所・社会参加機会の拡大

生きがい・就労機会の創出

配慮の必要な人への
支援体制の強化

災害時の福祉支援体制の充実

事業

各施策に紐づく事業を計画に位置付けて掲載（身寄りのない方への支援、（仮）地域福祉人材センター 等）

重層的支援体制整備事業実施計画
⇒各種取組の基盤となる考え方・支援体制

※再犯防止推進・成年後見利用促進計画の取組は関連する施策に紐づけ

- 視点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念（目指す姿）の実現に向け、施策を推進するための視点
- 重点施策 基本目標を横断し、計画期間前半（3年）を目安に、特に重点的に取り組む施策
- 基本施策 計画期間を通して取り組む事業の方向性を示す